

令和7年度 事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

令和6年度の我が国を巡る国際情勢は、2年が経過したロシアのウクライナ軍事侵攻、東アジアにおける緊張や中東における戦闘は現在も継続し、引き続き予断を許さない状況となっている。また、アメリカ合衆国の第2期トランプ政権による貿易政策や安全保障の見直しなどによって、世界情勢や経済動向に大きな影響が生じている。

一方、人員不足の深刻化、エネルギー、資源価格の高止まりや円安により、食品関連企業は引き続き大きな影響を受け、賃上げを含めた魅力ある労働環境・職場づくり、物流コストの縮減、適正な価格転嫁等が大きな課題となっている。この課題解決には、サプライチェーンの透明性を高め、公正な取引を実現する取組を強化して、持続可能なフードサプライチェーンの構築が不可避となっている。

また、物流改善を進めるための物流効率化法が部分施行され、令和7年4月からすべての荷主、物流業者に荷待ち、荷役等時間の短縮などの努力義務が課された。令和8年4月からは、取扱貨物の重量9万トン以上（予定）の事業者は特定荷主として、中長期計画の作成、定期報告などの義務が課せられるため、物流効率化法への対応が必要となっている。

さらに、政府では食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、食品等流通法を改正する法律案を令和7年3月に国会に提出し、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展を推進することにしており、制度の詳細設計に注視し、対応していく必要がある。

当協会として、今後の情勢を見据え、以下にある具体的な取組を進めるとともに、行政機関、関係機関等と連携し、支援策の情報を速やかに会員企業に提供し、具体的に会員の取組を支援するなど、適時・的確な対応が求められている。

具体的な取組として以下を進める必要がある。

引き続き、物流改善、品質・衛生管理の高度化に向けた取組を強化し、その一環として会員の新たな設備等の導入を促進する。

流通の合理化の取組を強化し、その一環として会員社内における業務を見直し、非接触型で効率的・省力的で継続可能な業務運営体制の構築、最新の情報通信技術等を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)による業務の効率化・合理化を促進する。また、流通の合理化の取組により当協会として「みどりの食料システム戦略」における「売上高に占める経費の割合を10%に縮減」を目指す。

引き続き、最新の食品関連制度や支援制度の内容、食品流通の新技术等の関連情報、会

員における優良事例等の共有を行い、全会員が消費者行動や国内外の需要に的確に対応して販売先の多様化、拡大による需要の獲得等の取組を早急かつ強力に進めるよう指導し、食料品等の安定供給体制を確保することにより食品等の流通の合理化を図る。

このような環境下にあって、当協会においては、会員の食品流通の合理化・近代化と流通機能の高度化の一層の推進を図ることとし、令和7年度の主な事業として、会員各位と連携し次の事業に積極的に取り組むこととする。

1 調査研究事業

- (1) 食品流通における適正取引の推進に関する調査研究
(商慣行、取引条件、公正取引・公正競争等)
- (2) 物流改善に関する調査研究
- (3) DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進に関する調査研究 (業務の効率化・合理化、安全食品の提供、食品ロスの減少、安定供給等)
- (4) 業務用食材卸売業の実態調査

2 研修指導事業

- (1) 会員企業の人材育成、物流及び経営等に関する諸問題について、本部及び各支部において研修会、講演会を実施する。また、現地見学会などを実施する。
- (2) 行政、関係機関等の開催するシンポジウム、フォーラム、セミナー、研修会等への参加並びにこれらの機関が有する資格制度の活用について、積極的に支援する。
- (3) 海外において製造された食品の輸入量が急増していることに鑑み、賛助会員等の海外の食品工場における食品の製造過程、食品の安全、衛生対策の実施状況等を視察する旅行の実施について社会状況に注視しつつ検討する。

3 普及・啓発事業

- (1) 食品流通における適正取引の推進のための普及・啓発
- (2) 物流改善のための普及・啓発
- (3) 外食用食材卸売業の信頼性向上自主行動計画の策定・推進、ステッカーの作成・配布
(トレーサビリティ制度への対応を含む。)
- (4) 「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」及び「農林水産省地球温暖化対策計画(令和3年10月27日改訂)」への協力
- (5) 食品ロス削減、プラスチック資源循環、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進等環境対策の強化
- (6) 加工食品の標準商品規格書のガイドラインの普及・推進

4 表彰事業

(1) 会員企業優良社員表彰

会員企業に10年以上にわたり勤続し、勤務成績が優良である社員の表彰を実施する。

(2) 国及び他機関表彰事業への積極参加、協力

国の栄典事業（叙勲・褒章）への有資格者、功績者の積極的な推薦 優良企業等表彰事業（大臣賞、局長賞）への候補者の積極的な推薦を行う。

5 展示会事業（外食産業フェア）

(1) 展示会の開催

令和7年度は、名古屋市において、フードビジネスショーを開催して、食の衛生と安全、食の健康と未来、食の資源と地球などの食の啓発、食を通じた豊かな食生活文化や時代に呼応したライフスタイルの提案、個性豊かな地域食材の発掘と展示、並びに会員、メーカー、ユーザーの交流の場とし、新製品の紹介及び販路拡大の場として活用する。

また、震災復興や地産地消支援といった展示も実施する。

なお、展示会の開催に当たっては、取組を充実強化する。

また、他の支部においても展示会の開催を検討する。

第36回NAGOYAフードビジネスショー

会 期 令和7年9月17日～18日（2日間）

会 場 名古屋市中心企業振興会館吹上ホール（名古屋市）

(2) 他団体等の開催に対する後援・協賛

当協会が自ら開催するもののほか、外食食材の安定的流通等について理解を深める等を目的に開催するマスコミ、関連団体等が実施する展示会について、要請により後援・協賛を行う。

6 情報収集・提供事業

(1) 当協会の事業活動、行政の動向、技術情報等を掲載した「外食協ニュース」を毎月発行し、会員、賛助会員等に伝達する。

(2) ホームページについて、当協会、行政、関係機関、食品メーカー、消費者等と情報の共有化を図るとともに、会員あての情報提供を充実する。

(3) 食品の安全、衛生、食育、環境問題、消費税、サステナブル経営、物流問題、適正取引等施策関連の情報、資料の収集・提供を充実する。

7 物流改善に向けた会員の取組への支援

物流革新を実現するため、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援することを目的とする「物流生産性向上推進事業（取組推進事業）」と物流改善に取り組む事業者が現状抱えている課題の解決を支援とする「物流生産性向上伴走支援事業」を（公財）食品等流通合理化促進機構が農林水産省令和6年度補正予算事業とし

て実施する。多くの会員企業がこれら事業に参加できるよう、前年同様に関連情報の提供と事業参加の支援を行う。

また、物流効率化法の施行を踏まえ、会員が荷主の努力義務を着実に履行するため、関連情報を提供するとともに、令和8年4月に施行が予定されている特定荷主の義務履行に向けて、指標となる指定基準値（取扱貨物重量9万トン以上（予定））の算定方法、特定荷主としての履行義務内容の情報などを提供する。

8 食品等流通合理化緊急対策事業等支援事業

食品等流通法に基づく支援メニューとして、食品販売業者がリース契約等により業務の「共同化」「近代化」に必要な設備や機器を導入する場合に通常のリース契約等の場合と比べて経費負担が軽減される当該事業について、農林水産大臣の認定及び食品等流通合理化促進機構への申請手続などを積極的に推進・協力する。

9 地域・関係機関等交流事業

- (1) 地方農政局、地方公共団体、食品衛生機関、農業者団体等との交流
- (2) 賛助会員との交流
- (3) 業務用食材卸業合同賀詞交歓会

当協会及び全国給食事業協同組合連合会との2団体共催による令和8年業務用食材卸業合同賀詞交歓会を令和8年1月に開催する。

10 その他

- (1) 会員増強対策の実施

会員、賛助会員の増強対策を引き続き実施する。

- (2) 理事会の活性化

理事会機能の更なる活性化により、適正な管理体制（ガバナンス）の一層の確立に努める。特に、理事会は正副会長・支部長会議、専門委員会との連携を密にし、それらの審議結果を踏まえた執行機関としての機能を発揮する。

なお、理事会は、オンライン会議システムを可能な限り併用し、開催する。

- (3) 正副会長・支部長会議の開催

協会運営の重要事項及び当協会が直面している諸課題、将来の方向性等の基本方針を審議するため、引き続き当会議を開催する。

- (4) 専門委員会の活性化

各専門委員会は、正副会長・支部長会議、理事会の審議結果を踏まえて、事業実施に向けた具体的な討議を行う。

- (5) 支部活動の強化

外食産業フェアの開催、研修事業の実施及び参加、視察旅行への参加、会員増強対策の実施等に積極的に取り組み、支部活動のより一層の充実を図る。